

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」

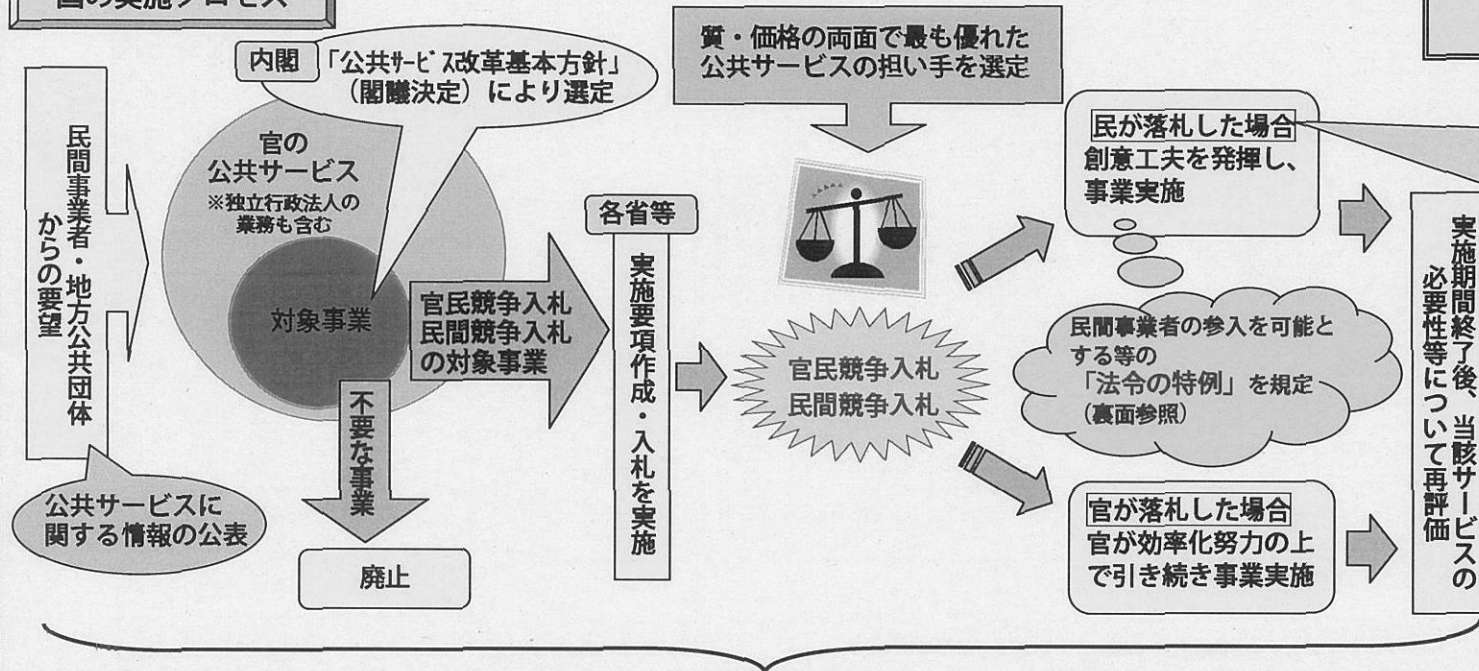
法律の趣旨・理念

「簡素で効率的な政府」を実現する観点から

- 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化
- 公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの不断の見直しを行い、「競争の導入による公共サービスの改革」を推進
- 具体的には、官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現（他方で、不要な公共サービスは廃止する）

法律の概要

国の実施プロセス



「官民競争入札」とは・・・

- 公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み
- 米国、英国、豪州等で既に実施

＜地方公共団体の官民競争入札等＞

国は、地方公共団体の要望を踏まえ、「基本方針」において、民間事業者の参入を可能とする等の「法令の特例」を定めることなど、地方公共団体の取組を可能とする環境整備を図る

※ 地方公共団体が官民競争入札・民間競争入札を実施するかどうかは各地方公共団体の自主的な判断。

＜民間事業者の適正かつ確実な実施を確保＞

- 確保すべき公共サービスの質（要求水準）を「実施要項」で明確化
- 法律で入札参加資格について明記
- 守秘義務やみなし公務員規定
- 事業者の監督（報告徴収、立入検査、必要な措置をとるべきことの指示）

＜人の移動を円滑化するための措置＞

- 民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇は、配置転換と新規採用の抑制が基本
- 民間事業者との間で人の移動を円滑化するため、公務員が退職し落札事業者に雇用されて公共サービスに従事した後、公務に復帰した場合、退職手当の算定について、国家公務員としての在職期間を通算する旨を規定

「官民競争入札等監理委員会」がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保

→ 「公共サービス改革基本方針」「官民競争入札実施要項」の審議等